

## 広島県から経営革新計画の変更承認を受け、 新たに取り組むビジネスへの挑戦を支援します！

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等を受け業況が厳しい中、県から経営革新計画の変更の承認を受けて、新事業展開などに取り組む意欲的な事業者に対して、経費の一部を補助します。

受付期間(公募開始:令和4年7月29日(金)～

応募締切:令和4年11月30日(水)【必着】※

事業期間:交付決定の日から令和5年1月31日(火)まで

採択方法:申請の到着順に審査を行い、随時採択しますので、予算額に達した時点で公募終了となります。

※令和4年10月31日(月)受付分までの経営革新計画の変更申請を対象

### 補助内容

#### 対象者

(すべてに該当)

- ①令和4年2月28日までに広島県の経営革新計画の承認を受け、令和4年7月29日以降、本補助金申請を前提とした広島県の経営革新計画の変更承認を受けている者
- ②変更承認を受けた広島県の経営革新計画の期間内に、本補助金事業が完了する予定の者
- ③アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金の交付決定を受けていない者
- ④広島県内に本店を置く中小企業者または住民登録を行っている個人事業主である者
- ⑤暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者

#### 対象事業

(すべてに該当)

- ①広島県から承認を受けた変更後の経営革新計画に記載している新事業展開(デジタル化を含む)や、人材育成、販路開拓などに取り組む事業
- ②機械装置等及び車両の導入は「広島県内」において実施する事業に限る
- ③国、広島県又はその他の地方公共団体等の補助金交付を受けていない事業

#### 対象経費

- ①機械装置等購入費
  - ②車両購入費
- (※次のものに限る:キッチンカー、宅配バイク、ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械設備)
- ③広報費
  - ④展示会等出展費
  - ⑤専門家謝金
  - ⑥専門家旅費
- ※その他、事業の遂行のために必要な経費がある場合は別途ご相談下さい。

### 提出書類(各2部:原本1部 写し1部)

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第1号別紙1)及び収入・支出経費明細書(様式第1号別紙2)
- ③経営革新計画変更申請に係る書類の写し(経営革新計画の変更に係る承認申請書、別表2、別表3、別表4、別表5、別表8)
- ④経営革新計画の変更承認書の写し ※③④は本補助金申請を前提として変更承認されたものを提出
- ⑤交付申請額の算定根拠となる見積書等の写し(単価50万円(税抜き)以上の物件の購入は2社以上の相見積の写し)

### 本補助金のお問合せ先・申請先

〒730-0011

広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル6階

広島県中小企業団体中央会

「経営革新再チャレンジ応援補助金窓口」宛て

☎082-228-0926 (平日9時00分～17時00分)

### 経営革新計画の変更申請に係るお問合せ先・申請先

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局経営革新課 経営支援グループ

☎082-513-3371 (平日8時30分～17時15分)

※補助金の申請手続の詳細や申請書様式は、「広島県中小企業団体中央会ホームページ」からダウンロードして下さい。

<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/sai-challenge-hojokin.php>

※経営革新の変更申請等については以下の広島県庁URLからご確認下さい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/sai-challenge-keiei.html>